

大府市告示 第128号

大府市地域計画変更案について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画変更案に対し意見があるときは令和7年11月4日までに市に意見書を提出することができる。

令和7年10月20日

大府市長 岡村秀人

1 大府市地域計画変更案の縦覧期間

自 令和7年10月21日

至 令和7年11月4日

2 大府市地域計画変更案の縦覧場所

大府市役所 農業振興課

大府市中央町五丁目70番地